

児童虐待防止サポート制度実施要領

(目的)

第1条 こども家庭センターと兵庫県弁護士会との協力体制を構築し、児童虐待における強制的な親子分離等親権の制限を必要とする場合等の法律的な判断及び手続きを弁護士にサポートしてもらい、児童虐待に迅速な対応を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 毎年度、兵庫県弁護士会から当制度に協力できる弁護士を推薦してもらい、こども家庭センターにおいて登録（様式第1号）する。

2 こども家庭センター所長は、次条の業務を実施する際に、必要があると認めるときは、登録した弁護士（以下、「サポート弁護士」という。）の中から選任し、協力を求めるものとする。

(協力業務)

第3条 サポート弁護士に協力を求める業務は次の各号とする。

- ① こども家庭センターが扱う児童虐待のケース検討会へアドバイザーとして参加。
- ② 緊急性を要する児童虐待ケースの相談及び立入調査等への協力。
- ③ その他、こども家庭センター所長が必要と認める業務。

(報償及び支払方法)

第4条 こども家庭センターは、前条第1号の業務に参加したサポート弁護士に対し、別表の金額を支払うものとする。

- 2 前項の支払は、前条第1号への参加実績（様式第2号）を確認のうえ、10月（上半期分）、4月（下半期分）に支払うものとする。
- 3 ただし、年度途中でサポート弁護士の登録を抹消した場合等は、この限りではない。

(施行期日)

この要領は、平成13年4月1日より適用する。

別表（第4条関係）

第3条第1号に規定する業務に参加したサポート弁護士への報酬額	1人1時間につき6,111円
--------------------------------	----------------

様式第 1 号

サポート弁護士 登録表

平成 年度

(氏 名) (フリガナ)	事務所	名 称	
		住 所	
		TEL・FAX	
	自宅	住 所	
		TEL・FAX	
		緊急連絡先	
(氏 名) (フリガナ)	事務所	名 称	
		住 所	
		TEL・FAX	
	自宅	住 所	
		TEL・FAX	
		緊急連絡先	
(氏 名) (フリガナ)	事務所	名 称	
		住 所	
		TEL・FAX	
	自宅	住 所	
		TEL・FAX	
		緊急連絡先	

